

全弁協セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が全国弁護士協同組合連合会と提携して発行するクレジットカードを全弁協セゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)全国の各弁護士協同組合の組合員の方で、本特約とセゾンカード規約を承認し、当社に入会のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「本会員」という)に本カードを発行いたします。

(2)本会員のご家族又は本会員が代表者を務める法人の役員もしくは従業員のうち、本会員がセゾンカード規約及び本特約に基づく当社に対する一切の債務を引き受けることを承認のうえ、当社に入会のお申込みをされ、当社がご利用を認めた方(以下「追加会員」といい、本会員との総称を「会員」という)に追加カードを発行いたします。この場合、セゾンカード規約における「家族会員」及び「家族カード」は、それぞれ「追加会員」及び「追加カード」と読み替えるものとします。

第3条(キャッシングサービス)

本カードについては、セゾンカード規約第36条の定めにかかわらず、第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものといたします。

第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。